

静岡県告示第764号

医療提供体制施設整備事業費補助金交付要綱（平成18年静岡県告示第1111号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月13日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(i) この要綱において「医療提供体制施設整備事業」とは、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月30日付け厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知）に定める医療施設の整備を行う事業であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～コ （略）</p> <p>サ （略）</p> <p>(2)～(10) （略）</p>	<p>第2 定義</p> <p>(i) この要綱において「医療提供体制施設整備事業」とは、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月30日付け厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知）に定める医療施設の整備を行う事業であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～コ （略）</p> <p><u>サ 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 災害医療対策事業等実施要綱に基づき、医療施設の開設者（地方公共団体等を除く。）が、非常用自家発電設備及び給水設備の整備を行う事業をいう。</u></p> <p>シ （略）</p> <p>(2)～(10) （略）</p>

別表病院群輪番制病院施設整備事業の項中「273,000円」を「295,100円」に改め、同表救命救急センター施設整備事業の項中「273,000円」を「295,100円」に、「1か所」を「1医療機関」に、「85,559千円」を「92,489千円」に、「47,500円」を「51,300円」に改め、同表小児医療施設施設整備事業の項中「244,600円」を「264,400円」に、「273,000円」を「295,100円」に改め、同表周産期医療施設施設整備事業の項中「244,600円」を「264,400円」に改め、同表医療施設近代化施設整備事業の項中「244,600円」を「264,400円」に、「1施設」を「1医療機関」に、「12,482千円」を「13,493千円」に、「24,967千円」を「26,989千円」に改め、同表地域災害拠点病院施設整備事業の項中「47,500円」を「51,300円」に、「1か所」を「1医療機関」に、「49,578千円」を「53,594千円」に、「非常用自家発電装置」を「非常用自家発電設備」に、「161,049千円」を「174,094千円」に、「148,413千円」を「160,434千円」に、「85,559千円」を「92,489千円」に、「69,790千円」を「75,443千円」に改め、同表医療施設土砂災害防止施設整備事業の項中「37,451千円」を「40,485千円」に改め、同表医療施設等耐震整備事業の項中「225,500円」を「243,800円」に改め、同表医療機器管理室施設整備事業の項中「273,000円」を「295,100円」に改め、同表地球温暖化対策施設設備事業の項中「1か所」を「1医療機関」に、「96,686千円」を「104,518千円」に改め、同項の次に次のように加える。

非給 常水 用設	非常用自家発電設備整備又は 更新に必要な工事費又は工事請 負費	非常用自家発電設備 1 医療機 関当たり 174,094千円	補助対象経費の実支出 額と補助基準額とを施設 ごとに比較していずれか 少ない額のそれぞれを合 計した額と、総事業費か ら寄附金その他の収入額 を控除した額とを比較し ていずれか少ない額に 0.33を乗じて得た額（算 出された額に1,000円未満 の端数が生じた場合は、 これを切り捨てた額）以 内
自備 家整 備 電事 設業 備 及 び	給水設備整備（地下水利用の ための設備整備、受水槽増設又 は補強等）に必要な工事費又は 工事請負費	給水設備 1 医療機関当たり 75,443千円	

別表医療施設浸水対策事業の項中「1施設」を「1医療機関」に、「45,449千円」を「49,130千円」に、「35,864千円」を「38,769千円」に、「431千円」を「466千円」に改める。

様式第3号中「サ」を「シ」に改める。

様式第7号中「平成 年」を「 年」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。